

（地独）市立吹田市民病院の旧病院跡地売却について

（地独）市立吹田市民病院（以下「市民病院」という。）の旧病院跡地は、市民病院が所有する財産であり、新病院建設費用を賄うために売却を予定しています。

売却に当たっては、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決を経て、設立団体の長（市長）の認可を要すること、また、旧病院跡地周辺には公共施設が多く隣接するなど開発に当たって周辺地域への影響が大きいことから、これまで、本市と市民病院で協議・調整を行ってきました。

それらを踏まえ、今般、市民病院から「旧病院跡地売却の基本条件（案）」について報告がありましたので、市としての意見を添付の上、了承することを決定するものです。

1 これまでの経過

市民病院が跡地売却を検討するに当たり、平成 27 年（2015 年）12 月に本市に対して意見照会があったことから、全庁的に意見照会を行い、平成 28 年 6 月に本市から市民病院に今後検討が必要な事項について回答しました。

その後、本市と市民病院での協議・調整を踏まえ、市民病院が「旧病院跡地売却の基本条件（案）」を作成し、平成 30 年 12 月 25 日付けで本市に報告がありました。

平成 31 年 1 月 25 日の政策調整会議で同条件（案）の内容等の確認を行い、同年 2 月 4 日の北大阪健康医療都市等のまちづくり検討特別委員会で同条件（案）を報告しました。

2 旧病院跡地売却の基本条件（案）

資料 1-2 のとおり

3 市民病院との協議結果等 ※位置図については資料 1-2 を参照

（1）市民病院から市に対する敷地の無償譲渡

以下の市民病院の敷地は、売却前に市民病院から市に無償で譲渡する。

ア 片山小学校グラウンド入口部分（位置図⑤）

イ 片山小学校の擁壁のうち旧病院敷地に係る部分（地中部分を含む）及び擁壁の整備・補修に必要なスペース（側溝部分）

（2）その他

ア 片山小学校グラウンド入口（位置図⑤）以北の通路については、通路の確保などの売却条件は付さないこととする。

※ 通路に面する片山墓地（位置図⑦）の正門については、跡地売却後は、市が買受者に通路を通らせてもらえるよう要望をしていく。また、片山小学校西側通用門付近（位置図⑥）に設置されているゴミ庫から搬出ができなくなる可能性があるため、ゴミ庫を移設する方向で検討中。

- イ 井戸用地及び片山地区公民館の駐輪場等の確保のための敷地については、開発後に生じる余剰地部分を活用することについて、跡地売却後に市が買受者と協議することとする。
- ウ 吹田市老人保健施設との連絡橋(位置図⑧)は、市の負担において撤去することとする。
- エ 跡地売却に当たっては、地元自治会等への説明を実施することとする。
- オ 医師公舎の敷地については、病院本体の敷地とは別に売却することとする。

4 市民病院への意見

資料1-3のとおり

5 今後の主なスケジュール

(1) 平成31年2月以降【基本条件(案)に対し、市から回答】

市民病院に対して回答。

(2) 平成31年(2019年)6月以降【募集要項の公表】

市民病院において「旧病院跡地売却の基本条件(案)」をもとに募集要項を作成し、6月を目途に募集開始予定。

(3) 平成32年(2020年)2～3月【議決、売却】

2月定例会において議案を提出予定。議会の議決、市長の認可を経て売却。